

都立図書館協議会第三回定例会

個人情報保護法改正とプライバシー

2024年2月29日

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科
寺田麻佑

Agenda

- - 1 個人情報保護法制の現状
 - 2 **2020年、2021年**個人情報保護法改正と一元化の方向性
 - 3 説明責任と透明性確保、個人情報保護委員会による監督
- 4 図書館との関係

個人情報保護法・個人情報保護委員会

- 個人情報一般に関しては、近年、個人情報保護委員会の設置などを含めて様々な規制の整備がなされており、2015（平成27）年に改正された個人情報の保護に関する法律、2016（平成28）年に改正された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が2017（平成29）年の5月30日に全面施行された。

日本の個人情報保護法制と 令和2（2020）年個人情報保護法改正

- 日本の個人情報保護法制→ 複雑
 - 個人情報保護法と行政機関個人情報保護法で個人情報保護に関する民間分問と行政部門の規律が分かれていたほか、条例なども含めて多くの法令によって、それぞれ対象や要件が細かく異なる形で規律されていた
 - 宇賀克也『個人情報保護法制』（有斐閣、2019年）1頁。
 -
 - 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）。
-

個人情報保護法 2015年改正に大 きな影響を及ぼ したEUデータ保 護規則(GDPR)

GDPRは、1995年に制定されたEUデータ保護指令から時間が経過し、インターネットも高速化し、クラウドコンピューティングによるEU域外へのアウトソーシングや、SNS(ソーシャルネットワークキングサービス)によるデータ保護の在り方や、多国籍企業によるビジネスに過度の負担をかける非効率な、そして整合的でない規則などの改善が課題となってきたことから、2012年1月に改正案が欧州委員会により発表され、その後2016年に改正が制定されたものである。

- GDPRは、データの移転をデータ保護に関する制度がEUからみて十分な水準に達している国には充分性認定を出し、認定を受けた国については容易にする枠組みを採用したため、この充分性認定を受けることを念頭に置いて、日本において2015年に個人情報保護に関する制度改正が行われたのである。日本は充分性認定については、個人データの域外適用を容易にするものであり、評価する声も多い
- 詳しくは、寺田麻佑『先端技術と規制の公法学』（勁草書房、2020年）24－26頁を参照。
- 月刊経団連2019年10月号「[座談会：社会課題解決に資する個人データ利活用の課題](#)」12頁。

2021年改正 前：民間部門 のみを監督し ていた個人情報 保護委員会

- 日本の個人情報保護法制は、法体系も複雑であり、多くの問題を抱えており、そのなかでも問題視されてきたことが、個人情報保護委員会の権限範囲

複雑な仕組み

また、個人情報の保護に関しては、とくに個人情報2000個問題と指摘される問題が指摘されていた

令和2（2020）年個人情報保護法の改正

- 2020年、コロナ渦のなかで改正法の成立が危ぶまれていたが、提出されていた個人情報保護法の改正が成立。その前提となっているのは、個人情報保護委員会が個人情報保護法の3年ごと見直しの内容を大綱として取りまとめた制度改正大綱である。今般の見直しにあたって、①個人の権利利益の保護、②保護と利用のバランスをとること、③国際的な制度調和や連携、④域外適用や越境データ移転の増大によるリスクへの対応、⑤第5 AI・ビックデータ時代における個人情報の適正な利用を中心にまとめており、そのなかでも、プロファイリングが意識されている⑤において、「事業者が個人情報を取り扱う際に、本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくことが重要である」との指摘をおこなっていた。また、個人情報保護委員会の公的部門への監督権限拡大もなされる方向で議論が具体的に進んだ

リクナビ問題の衝 撃—— ビッグデータ化と 個人情報のAIに よる分析

- ビッグデータ化した個人情報のAIによる分析という問題はすでに、リクナビ問題において日本においては2019年8月に顕在化していた

ビッグデータによる個人データの分析

- ビッグデータによる個人のデータの分析は、名前や住所といったものだけではなく、AIが分析するデータとして集積された場合に、出そうと思っていなかった情報を勝手に出してしまうことがある。それが、差別または排除につながるのではないかということが、プロファイリングに関する問題である 就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリアが企業向けに学生の内定辞退率を予測するサービス「リクナビDMPフォロー」を巡る問題について、再発防止策の進捗状況などをまとめた報告書を個人情報保護委員会に提出したことが報道されている
(<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/1909/30/news118.html>) ように、リクナビを巡る状況も含めてプロファイリングの問題が認識されるようになっている。
- 内定辞退率は、「リクナビDMPフォロー」という名前で、希望する会社に400万円から-500万円程度で販売されていた。具体的には、取得されたデータからAIを使ってその顧客企業の内定辞退率を算出していた。このリクナビDMPフォローについては、個人情報保護委員会から指摘され、2019年8月上旬にサービスは停止されている。これらのデータを購入していた企業は大手一流企業であり、りそなホールディングス、アフラック生命保険、レオパレス21、東京エレクトロン、トヨタ、大和総研、ホンダ、三菱電機、NTTグループ、京セラ、といった企業が行政指導を2019年12月に受けている。2019年8月にはリクルートキャリアに、個人情報保護委員会が勧告と指導の両方が出されている。
- 個人情報保護委員会令和元年 12月4日プレスリリース。

個人情報取扱いの主体

適用される法律

所管省庁等

厚生労働省

行政機関個人情報保護法

総務省

独立行政法人

独立行政法人等個人情報保護法

総務省

○県立病院

○県個人情報保護条例

○県

民間病院

個人情報保護法

個人情報保護委員会

△広域連合の病院

△広域連合個人情報保護条例

△広域連合

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

デジタル社会形成整備法に対する衆議院内閣委員会の附帯決議（2021年4月2日）のうち、個人情報保護法制に関する項目

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めること及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。
- 参議院内閣委員会の附帯決議（2021年5月11日）もほぼ同一
- 特に項目の7は、「個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することにより業務量が増大すると見込まれることに鑑み、その任務を果たすことができるよう、必要な人材の確保を含め体制強化を図ること。また、個人情報保護委員会は、地方公共団体から必要な情報の提供又は技術的な助言を求められた場合には、迅速に対応すること。」となっている。

令和3（2021）年改正の概要

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法」（令和3年法律第37号）の公布による個人情報保護法の改正
- デジタル社会形成整備法51条個人情報保護法に地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に関する規律を新設
- 施行日：公布日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日

個人情報保護委員会との関係

- 個人情報保護委員会が一元的に解釈運用 監視。
-

個人情報保護委員会の権限

- 資料の提出、実施調査（156条）、指導・助言（157条）、勧告（158条）、報告要求（159条）
- 国による「関与」の基本原則（地方自治法245条の3）：①目的を達成するために必要な最小限度のものであること、②普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すること

オンライン結合

- オンライン結合 : 通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするもの（クラウドサービス）
- 多くの自治体が条例でオンライン結合を制限→ 過剰規制との指摘があった
- → 法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現する。条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない

図書館

ツタヤ図書館

CCC

利用にあたってポイント取得など

形式的な同意？

図書館との関係

個人情報データベース等提供罪 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

→意図的に大量のデータを漏洩させることが指定管理者、職員、任期付職員などによって行われた場合

ベネッセ事件